オ　病態と栄養

3　内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には，次の事項に配慮するものとする。

ア　日常生活の食事，排泄，活動と運動，休息と睡眠などと関連付けて理解できるよう工夫すること。

イ　〔指導項目〕の(1)については，学科の特色に応じて，その概要を扱う程度とすることができること。

(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

ア　〔指導項目〕の(1)については，人体の構造と機能を生活行動や健康の保持と関連付けて扱うこと。

イ　〔指導項目〕の(2)については，健康の保持増進のための栄養の生理，食習慣と健康及び食事療法の基礎的な内容を扱うこと。

第3　疾病の成り立ちと回復の促進

1　目　標

看護の見方・考え方を働かせ，疾病の成り立ちと回復の促進に関する実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 疾病の成り立ちと回復の促進について体系的・系統的に理解するようにする。

(2) 疾病の成り立ちと回復の促進に関する基本的な課題を発見し，看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。

(3) 疾病の成り立ちと回復の促進について，よりよい看護の実践を目指して自ら学び，多様な人々の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2　内　容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 疾病の原因と生体の回復

ア　疾病の予防・早期発見

イ　疾病の原因

ウ　生体の回復

(2) 基本的な病因

ア　循環障害

イ　炎症

ウ　代謝障害

エ　遺伝と先天異常

オ　免疫異常

カ　腫瘍

キ　感染

(3) 疾病の診断過程と治療

ア　疾病の診断過程

イ　疾病と臨床検査

ウ　主な治療法

(4) 各機能の障害

ア　呼吸機能の障害

イ　循環機能の障害

ウ　栄養の摂取・消化・吸収・代謝機能の障害

エ　内部環境調節機能の障害

オ　造血機能の障害

カ　免疫機能の障害

キ　神経機能の障害

ク　運動機能の障害

ケ　排泄機能の障害

コ　生殖機能の障害

サ　精神機能の障害

(5) 疾病と薬物

ア　薬物の作用

イ　薬物と生体の反応

ウ　薬物療法

エ　薬物による健康被害

3　内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には，次の事項に配慮するものとする。

ア　看護科に属する各科目と関連付けて，疾病の予防や早期発見，病態と治療，回復の促進に関する基礎的な内容の理解を基に，人間の健康を身体的のみならず，精神的・社会的な側面から統合して考察できるよう工夫すること。

イ　〔指導項目〕の(4)及び(5)のウについては，学科の特色に応じて，その概要を扱う程度とすることができること。